

奈良県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和三年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
和田 卓也	巧整骨院 葛城市長尾一三九―一二	令和三年六月一日
片岡 辰徳	訪問マッサージ奈良 御所市大字船路二八五	令和三年六月一日
高岡 英治	はりマッサージサロンぽかぽか 大和郡山市筒井町四一八―一	令和三年六月一日
柿本 一志	はりマッサージサロンぽかぽか 大和郡山市筒井町四一八―一	令和三年六月一日
荻谷 雄司	はりマッサージサロンぽかぽか 大和郡山市筒井町四一八―一	令和三年六月一日